

(意見書案第 20 号)

鉛弾の使用・所持・販売・流通の規制を求める意見書

絶滅危惧種（レッドデータブック）、国内希少野生動植物種（種の保存法）、そして国の天然記念物にも指定されているオオワシやオジロワシなど、主に北海道を越冬地としてロシアなどから飛来し、その一部は定着している猛禽類が、鉛中毒によって大量に死んでいるという現実がある。中毒死したワシ類の胃からは、エゾシカの体毛とともに鉛弾の破片が発見されており、狩猟の際に撃たれたエゾシカの死体に紛れている鉛弾の破片を飲み込み、鉛中毒で死亡していると言われている。

現在、オオワシは全世界で約 5,000 羽が生息しているが、うち北海道での越冬数は約 1,500 羽で、ワシ類の鉛中毒死は 1990 年代後半から 150 例以上が確認されている。他にも多くの個体が確認されず死んでいると推定され、種の保存に影響する可能性が非常に高い状況にある。

北海道では平成 12 年の狩猟期から、エゾシカ猟における鉛ライフル弾の使用が禁止され、また平成 16 年からは、ヒグマを含む全ての大型獣の狩猟で鉛弾が使用禁止となっている。しかし、それ以降もワシ類が鉛中毒で死亡しており、その原因として鉛弾の使用制限がない本州以南のハンターが持ち込み使用している可能性や、インターネットでの購入の容易さなどが指摘されている。

また、さらなる規制強化のため、北海道では昨年 10 月 1 日から、エゾシカ猟の際に鉛弾を「所持」することが条例で禁止され、使用していなくても取り締まることができるようにしたが、射撃場での練習目的であれば所持していても取り締まることができないなど、条例の抜け道も指摘されている。

鉛弾で撃たれたものの致命傷とはならず、逃げ延びた獲物が別の場所で死に、これを食べた他の動物が鉛中毒となる可能性もあり、鉛弾の誤食による野生動物の鉛中毒を根絶するためには、狩猟免許所持者に対する鉛弾の所持と販売を全国規模で規制し、無毒の銅弾などに移行することが必要である。

よって、政府においては、鉛弾の規制が遵守されていない現状を打破するためにも、鹿やイノシシ、熊などの大型動物の狩猟に際し、鉛弾の使用を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の危険猟法の一つとして規定し、かすみ網などと同様の使用禁止猟具扱いにするなど、使用のみならず、所持や販売、流通に関しても原則として規制するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 18 日

釧路市議会

内閣総理大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

} 宛